

令和 年 月 日

※ はじめに、次の4点を確認の上、□にレ点を付記してください。【必須項目】

- 【宮城県私立高校生等奨学給付金の受給を申請します。】**

あ

【保護者等の収入状況(いずれか1か所の□にレ点を付記してください。)。】

審査欄	通信制以外 ・ 通信制	生業扶助 非課税 低中所得 家計急変	加算額	給付額	私学・公益法人課	
			☐ 該当 ☐ 非該当			

【1】高等学校等就学支援金等の支給申請等の状況について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ点を付記してください。)

☐	私は、高等学校等就学支援金等の受給資格者です。
☒	高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため上記の支給申請状況等を県が参照することに同意します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ点付記してください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。	
①	☐ 日本国
②	☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ点を付記してください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。			
③	☐	特別永住者	
④	☐	永住者	
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
⑥	☐	永住者の配偶者等	
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
		日本国に永住する意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日
		日本国の小学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない
		小学校名	
		所在地	都・道・府・県
		日本国の中学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない
		中学校名	
		所在地	都・道・府・県
		日本国で就労する意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)
⑨	☐	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ点を付記してください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。	
①	☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
④	☐ 宮城県高等学校等就学支援金等を申請しているため、①～③のいずれの書類も添付しません。 【注】宮城県以外へ就学支援金等を申請している場合は、①～③の書類の添付を省略できません。

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の□にレ点を付記してください。)

・ 2(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ点を付けた ・ 2(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ点を付けた	
⑤	☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑥	☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【1】高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）等の申請等の状況について

（高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ点を付記してください。）

☐	私は、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）等の受給資格者です。
☒	高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため上記の支給申請状況等を県が参照することに同意します。

※高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）等に含まれる事業

- ア 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）
イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

（次のいずれかの該当する□にレ点を付記してください。）

（1）高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。	
①	☐ 日本国
②	☐ 日本国以外

（上記（1）で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ点を付記してください。また、必要事項を記入してください。）

（2）高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。			
③	☐	特別永住者	
④	☐	永住者	
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間（満了日） （西歴） 年 月 日
⑥	☐	永住者の配偶者等	
⑦	☐	定住者	
⑧	☐	家族滞在	
⑨	☐	上記以外の在留資格（留学等）	

様式 1－2 （その 1）

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

（高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ点を付記してください。）

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。	
①	☐ 「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	☐ 「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。
③	☐ 「在留カードの写し（コピー）」を添付します。
④	☐ 宮城県高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）等を申請しているため、①～③のいずれの書類も添付しません。 【注】宮城県以外へ就学支援金等を申請している場合は、①～③の書類の添付を省略できません。

＜ 留 意 事 項 ＞

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 虚偽の内容、その他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- 上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの延滞金（不正受給による決定取消の場合は加算金）が課せられます。
- その他、不利益が生じるおそれがありますので、基準日現在の内容について正しく記入願います。
- 記入は、黒又は青のインク・ボールペンで記入してください（鉛筆・フリクションは不可）。
- 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

＜ 記 入 上 の 注 意 ＞

様式1-1

○【申請区分】欄について

該当する区分を必ず選択してください。

○【家計急変の状況】欄について

【申請区分】の欄で家計急変を選択した場合に記入してください。

○【対象となる高校生等】欄について

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

○【保護者等の収入状況】欄について

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している世帯の場合は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ 必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 なお、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の一人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）は、その親権者については「親権者が存在しない場合」の取扱いをします。
- ニ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していない世帯の場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者が申請する場合は、医療保険各法※における扶養者等の課税証明書等を添付してください。
 ※ 医療保険各法
 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法
- ヘ 生計維持者とは、次の者をいいます。

① 生徒に父母がいる場合

当該父母（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ。）

② 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合

- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ト 「②」に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

チ 「③」に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

なお、家庭の事情によりやむを得ず父母の一人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）は、その父母については「父母が存在しない場合」の取扱いをします。

リ 「⑥」又は「⑦」に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法※における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。

様式1-2

○【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】欄について

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。